

ヒトES細胞の使用に関する指針（平成三十一年文部科学省告示第六十八号）新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正後 （令和四年三月三十一日 一部改正）	改正前 （平成三十一年四月一日 策定）
<p>目次</p> <p>第一章 「略」</p> <p>第二章 ヒトES細胞の使用</p> <p> 第一節 「略」</p> <p> 第二節 使用の体制（第七條―第十條）</p> <p> 第三節 使用の手続（第十一條―第十七條）</p> <p>第三章 ヒトES細胞の分配（第十八條・第十九條）</p> <p>第四章 雑則（第二十條・第二十一條）</p> <p>附則</p> <p> 第一章 「略」</p> <p> 第二章 ヒトES細胞の使用</p> <p> 第一節 使用の要件</p> <p> 第四章・第五章 「略」</p> <p>（人クローン胚の作成に用いられた体細胞の提供者の個人情報 の保護）</p> <p>第六條 人クローン胚を用いて樹立されたヒトES細胞の使用 又は分配（当該ヒトES細胞から作成した分化細胞の譲渡を 含む。）に携わる者は、体細胞の提供者に関する情報につい て、個人情報保護の保護に関する法令等を遵守するほか、当該情 報の保護に最大限努めるものとする。</p> <p> 第二節 使用の体制</p> <p>第七條 「略」</p> <p>第八條 「略」</p> <p>第九條 「略」</p> <p>第十條 「略」</p> <p> 第三節 使用の手続</p> <p>第十一條 「略」</p> <p>第十二條 「略」</p>	<p>目次</p> <p>第一章 「同上」</p> <p>第二章 ヒトES細胞の使用</p> <p> 第一節 「同上」</p> <p> 第二節 使用の体制（第七條―第九條）</p> <p> 第三節 使用の手続（第十條―第十六條）</p> <p>第三章 ヒトES細胞の分配（第十七條）</p> <p>第四章 雑則（第十八條・第十九條）</p> <p>附則</p> <p> 第一章 「同上」</p> <p> 第二章 ヒトES細胞の使用</p> <p> 第一節 使用の要件</p> <p> 第四章・第五章 「同上」</p> <p>「条を加える。」</p> <p>第六條 「同上」</p> <p>第七條 「同上」</p> <p>第八條 「同上」</p> <p>第九條 「同上」</p> <p> 第二節 使用の体制</p> <p>第十條 「同上」</p> <p> 第三節 使用の手続</p> <p>第十一條 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	<p>第十三条 「略」</p> <p>(使用計画の変更)</p> <p>第十四条 使用責任者は、第十一条第二項各号(第二号を除く。)に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更について使用機関の長の了承を求めらるるものとする。ただし、使用計画の実質的な内容に係らない変更については、使用機関の長に報告することをもって足りる。</p> <p>2・3 「略」</p> <p>(使用計画の実質的な内容に係らない変更)</p> <p>第十五条 使用機関の長は、第十一条第二項第二号に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。</p> <p>2 「略」</p> <p>第十六条 「略」</p> <p>第十七条 「略」</p> <p>第三章 ヒトES細胞の分配</p> <p>第十八条 「略」</p> <p>第十九条 「略」</p> <p>第四章 雑則</p> <p>第二十条 「略」</p> <p>第二十一条 「略」</p> <p>附則</p> <p>第一条・第二条 「略」</p> <p>第三条 この告示の施行前に旧指針の規定により文部科学大臣に届け出た使用計画については、第十三条第一項の規定により届け出たものとみなす。</p> <p>第四条 「略」</p>
	<p>第十二条 「同上」</p> <p>(使用計画の変更)</p> <p>第十三条 使用責任者は、第十条第二項各号(第二号を除く。)に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更について使用機関の長の了承を求めらるるものとする。ただし、使用計画の実質的な内容に係らない変更については、使用機関の長に報告することをもって足りる。</p> <p>2・3 「同上」</p> <p>(使用計画の実質的な内容に係らない変更)</p> <p>第十四条 使用機関の長は、第十条第二項第二号に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。</p> <p>2 「同上」</p> <p>第十五条 「同上」</p> <p>第十六条 「同上」</p> <p>第三章 ヒトES細胞の分配</p> <p>第十七条 「同上」</p> <p>第十八条 「同上」</p> <p>第十九条 「同上」</p> <p>第二十条 「同上」</p> <p>附則</p> <p>第一条・第二条 「同上」</p> <p>第三条 この告示の施行前に旧指針の規定により文部科学大臣に届け出た使用計画については、第十二条第一項の規定により届け出たものとみなす。</p> <p>第四条 「同上」</p>